

甲種防火管理新規講習日程表

	科 目	時 間
8 月 19 日	オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 0 5 (5 分)
	開 会 挨拶 防 火 管 理 の 意 義 及 び 制 度	1 0 : 0 5 ~ 1 1 : 1 0 (6 5 分)
	休憩 5 分間	
	火 気 管 理 (基 礎 知 識)	1 1 : 1 5 ~ 1 2 : 1 5 (6 0 分)
	休憩 4 5 分間	
	施 設 及 び 設 備 の 維 持 管 理 (建 築)	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0 (6 0 分)
	休憩 5 分間	
	施 設 及 び 設 備 の 維 持 管 理 (消 防 用 設 備)	1 4 : 0 5 ~ 1 5 : 0 5 (6 0 分)
	休憩 5 分間	
	火 気 管 理 (危 険 物)	1 5 : 1 0 ~ 1 6 : 1 0 (6 0 分)

8 月 20 日	防 火 管 理 に 係 る 消 防 計 画	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 (1 2 0 分)
	休憩 4 5 分間	
	統 括 防 火 管 理	1 2 : 4 5 ~ 1 3 : 3 0 (4 5 分)
	休憩 5 分間	
	防 火 管 理 に 係 る 訓 練 及 び 教 育	1 3 : 3 5 ~ 1 5 : 3 5 (1 2 0 分)
	休憩 5 分間	
	効 果 測 定	1 5 : 4 0 ~ 1 6 : 0 0 (2 0 分)
	閉 会 挨拶	1 6 : 0 0 ~ 1 6 : 0 5 (5 分)
	修 了 証 交 付	1 6 : 0 5 ~ 1 6 : 3 0 (2 5 分)

令和 7 年度

甲種防火管理新規講習の実施案内

精 華 町 消 防 本 部

相楽中部消防組合消防本部

※受講義務者

消防法では、多数の者を収容する建物の管理権原者に対し、防火管理者（防火管理の推進役）を定め、消防計画（防火管理業務を実施するための計画）を作成し、この消防計画に基づき防火管理上必要な業務を行うよう義務付けています。

防火管理者は、「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者」で、かつ、「防火管理に関する知識及び技能を有している者」と規定されています。

この講習は、防火管理業務に必要な知識及び技能を修得するためのものです。

1 目 的

消防法第8条の規定による防火管理者の資格を同法施行令第3条第1項第1号の規定に基づき付与することを目的とします。

2 受講対象者

木津川市及び相楽郡内に在住又は在勤の方で、消防法第8条第1項の規定に基づく甲種防火管理（新規）の資格を取得しようとする方。

3 講習日時

令和7年8月19日（火） 10時00分～16時10分

8月20日（水） 10時00分～16時30分

4 講習場所

むくのきセンター（精華町立体育館）4階多目的ホール
京都府相楽郡精華町大字下狛小字神ノ木8番地

5 受付期間

令和7年7月1日（火）から同31日（木）まで（土・日・祝日は除く）
午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで
なお、定員は70名で、定員に達し次第、受付期間中であっても受付を終了いたします。

6 申込方法

受講申込書に写真（縦4cm×横3cm、6ヶ月以内に撮影した正面上半身、無帽、無背景のもの）を貼り、申込書に記載されている消防本部予防課に提出し、引き換えに受講票を受け取ってください。

7 受講料

受講料は必要ありませんが、テキスト（4,100円税込）の購入が必要となります。
（講習日の1日目に受付の横で販売します。）
※テキスト購入後の返金はいかなる理由があっても、返金できませんのでご了承ください。

8 講習修了証の交付

- (1) この講習の全課程を修了された方に修了証を交付します。
- (2) 上記修了証の交付を受けられた方は、消防法施行令第3条第1項第1号の規定による「甲種防火管理新規講習」の課程を修了した者に該当します。

9 その他

- (1) 受講者は、受講1日目、2日目ともに午前10時00分までに会場に集合して受講票を受付に提出し、受講確認の押印したものを受け取ってください。
なお、遅刻、早退、欠席等により規定の講習時間に不足を生じたときは修了証の交付はできず、テキスト代の返金等もできませんのでご了承ください。
- (2) 受講票は、修了証の交付を受け取る時に必要ですので大切に保管しておいてください。
- (3) 受講者は、2日間とも筆記用具及び上履きを持参し、体温調節ができる服装で来てください。
- (4) 効果測定において、理解が不十分と認められた方には、修了証の交付を一時保留し、補講を受けていただくことがありますのでご了承ください。
- (5) 会場内での飲食につきましては原則禁止となります。ただし、昼食については近隣に飲食店がないため、昼食は会場内の別室を用意しておりますので各自昼食を持参してください。
※飲食で出たゴミはお持ち帰りください。
- (6) 喫煙につきましては敷地内全面禁煙となっておりますのでご了承ください。
- (7) 地震の発生、台風の接近等の災害がある場合は講習会を中止することがありますのでご了承ください。
- (8) 受講に関する問い合わせは、精華町消防本部予防課又は相楽中部消防組合消防本部予防課までお願いします。

精 華 町 消 防 本 部 TEL 0774-94-4397
相楽中部消防組合消防本部 TEL 0774-75-1381

《 会 場 案 内 図 》

